

令和5年度9月分

健康・福祉関係

件名	学童利用の日割りについて
内容	<p>正社員で働いています。夫は夜間の学校に通い、片道1時間30分以上かけて国家資格受験に向け通学しています。学童申請規定では4時間以上、週4日以上でないと認められないとあり、またその4時間は就学時間のみしか対象としないと、申請しても通りません（就学時間は3時間10分）。唯一、実習期間なら対象になると言われ、今年の7/29までは学童を利用しました。しかし、月の途中で利用期限を切ったのに日割りはできないと言われました。月極でしか対応出来ないのに、なぜ月の途中で打ち切ったのでしょうか？</p> <p>また、使うなとした日にちについて「日割りを検討してください」と言ったのに、検討はされたのでしょうか？</p> <p>7/29を過ぎてから「更新申請はされませんか？」と電話をよこすのは、どういう見なのか。社会人として疑問を持たざるを得ません。</p> <p>学童申請には「市長が認めた場合」とありますが、そもそも市長には情報が入っていないと思います。住民の状況に合わせて臨機応変に対応できないなら、「市長が認めた場合」は外すべきではないでしょうか。</p>
回答	<p>学童保育所の入所要件（就学の場合）は、1日4時間以上かつ月12日以上就学としており、就労時間に通勤時間を含めないのと同様に通学時間を就学時間に含むことはできません。</p> <p>また、学童保育料については、支援員人件費等、利用日数や期間に関わらず必要となる費用をもとに積算しており、月単位の保育料として定めていることから、日割りは行わないこととしております。</p> <p>なお、入所要件として定めている「市長が特に必要と認める場合」では、事前に想定できないケースや緊急性を伴うものについて検討するものですので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>